

富士見台小学校PTA規約

- 第 1 条 本会は富士見台小学校PTAと称する。
- 第 1 条の2 本会の住所を板橋区前野町1丁目10番1
(電話 03-3969-8408) に定める。
- 第 2 条 本会は民主教育確立を使命とし、学校・家庭・社会一体となり
児童福祉の頭揚、会員相互の親睦研修を理念とし、学校運営に
協力することを持って目的とする。
- 第 3 条 本会は公職その他の選挙・宗教・政党及び営利事業には一切
関与しない。
- 第 4 条 教育委員会・他校PTA及び連合会・同窓会等と常に緊密な
接触を保ち、本会の発展に努力する。
- 第 5 条 本会は在学児童の保護者・教職員並びに、教育に関心あつき
賛同者を会員とする。
- 第 6 条 本会に下記の役員及び委員を置き、会務を執行する。
1. 会長 1名
 2. 副会長 4名以上おくことができる。
(内 保護者3名以上、教員1名(副校長))
 3. 書記 3名以上おくことができる(保護者3名以上)
 4. 会計 4名以上おくことができる。
(内 保護者3名以上、教員1名)
 5. 会計監査 若干名(内 教員1名)
 6. 委員 若干名 (全教員・学級選出)
- 第 6 条の2
1. 会長は会務を総理し、この会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を
代行する。
 3. 書記は会議の議事を記録し、会長の指示により会の庶務を
行う。
 4. 会計は本会の会計を掌握し、総会においてその収支を報告
する。
 5. 会計監査は本会の当年度の経理を監査し総会に報告する。

- 第 7 条 本会の役員は、富士見台小学校マチングバンド・サポ-ト(FMB)を兼務する。
- 第 8 条 役員及び委員の選出は下記の方法による。
1. 役員は選考委員会において会員中より選出し、総会の承認を得るものとする。
 2. 委員は次の通りとする。
 - (イ) 教員は全員とする。
 - (ロ) 保護者より学級毎に各委員を 1 名選出する。
- 第 9 条 役員及び委員の任期は 1 ヶ年とし、再任を妨げない。
- 第 10 条 本会に顧問を置くことができる。但し、総会の承認を必要とする。
- 第 11 条 学年・広報・成人・校外・選考の各委員会を置き、当核事業の主体となり活動する。
- 第 12 条 会長が必要ありと認めたる時は、所要の委員会を設けることができる。
- 第 13 条 委員長は各委員の中から互選する。
- 第 14 条 本会の会議は次の通りとする。
1. 総 会
年度の始めの総会では、事業計画及び予算の承認等・会務及び決算の報告・その他規約の改正等に関する重要案件を審議決定する。
年度終わりの総会では、次年度の役員の承認を審議決定する。必要ある場合又は委員総会より要請あるとき、会長は臨時総会を招集することができる。
 2. 委員総会
役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ機関として委員長の選出その他重要事項を審議決定する。
 3. 実行委員会
役員・学校長・各委員長を持って構成し、事業の立案計画その他必要事項を審議処理する。
 4. 各委員会
実行委員会の決定に基づき所轄事項を執行する。

- 第15条 本会の経常費は会費・寄付金・その他をもってこれに充てる。
- 第16条 会費は教職員及び児童単位とし月額200円とする。但し、会費徴収は第2子までとする。必要ある場合総会の承認を得れば臨時会費を徴収することができる。
- 第17条 会則改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第18条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第19条 総会の定足数は構成員の7分の1とし、委任状を認め定足数に算入する。
- 第20条 役員及び委員に欠員を生じた場合は選出手続きにより補充し、任期は前任者の残任期間とする。

付 則

1. この規約の改廃は総会において行う。
2. この規約は昭和29年7月10日施行。
3. ふじの花まつりを実施する時は同窓会と緊密に連絡をとり合う。
4. この規約は平成30年5月24日改正。

PTA慶弔規定

富士見台小学校のPTA会員(父母・教職員)と児童の慶弔事項に関しては弔に重きを置き、次の基準により算定し、実行委員会において事務を担当し、会長、又はその代理者が執行するものとする。

規 則				
慶事	会員(T)	結婚の場合	祝 金	5000 円
弔 事	会員(P)	会員死亡の場合	弔慰金	5000 円
	児 童	本人死亡の場合	弔慰金	5000 円
	会員(T)	本人死亡の場合	弔慰金	5000 円
		配偶者死亡の場合	弔慰金	5000 円
見 舞 金	会員(P)	会員の傷害、病気等で入院1ヶ月以上の場合	見舞金	3000 円
	児 童	傷害、病気等で入院1ヶ月以上の場合	見舞金	3000 円
	会員(T)	本人の傷害、病気(1ヶ月以上欠勤の場合)	見舞金	3000 円
	その他	災害を受けた場合は状況調査の上審議する		
付 則	1. 校医、一般職員(用務・給食・各主事)等の準会員の慶弔は原則として会員(T)に準ずる。 2. どの条項にもあてはまらない特別事項についてはその都度役員会に於いて審議する。 3. 特別関係者(PTA・学校に特別に関係あった者)の場合その都度審議する。 4. 慶弔金に対する返礼は一切行わないこと。			

・本規定はPTA会則の内規とし、平成 18 年 4 月 1 日より施行。

・平成 18 年 2 月 14 日実行委員会決定事項

(1)PTA主催行事に於ける傷害は、PTAで加入の保険を適用し、その対象者は

児童・保護者・教職員とする。

(2)顧問には付則 3 を適用し、会員(P)に準ずる。

選考委員規約

板橋区立富士見台小学校PTA 選考委員の任務及び役員選出方法

1. 選考委員の選出 教員 1 名・実行委員 2 名・各学級 1 名
2. 任 務 来年度PTA役員候補者の選出を行う。
3. 任 期 PTA 3 月総会終了までとする。
4. 役 員 の 選 出 選出方法として、児童名簿を参考にして役員候補者を推薦する。
なお、選考委員会において別に認めた選出方法でもよい。